慣行により前記国道敷上に公法上の参道使用権を取得しているものというを妨げない」(東京地判昭和三○・九・一二下民六 巻九号一九六七頁)。

(一) この点については「公共用物使用権の限界」本書二九九頁参照。

第三款 特別使用関係の内容

特許に付された条件又は慣習にしたがい、公共用物を使用する権利(占用権)を取得するとともに、これにともなう一定の 義務を負担する。 公共用物の使用の特許を受けた者又は慣習法によってその特別使用を認められた者は、それぞれ、その特許の内容及び

第一項 公共用物使用権

一 公共用物使用権の性質

- 公共用物の使用権(占用権)の性質については、異論があり、公権説、私権説及び折衷説の三種に分たれる。
- めに、物権に関する民法の規定がこれに適用せられ、その点において私権たる性質を併せ有するものとされる。また、 の上に設定せられる一種の公物使用権と見るべきものであるが、ただ、漁業法がとくに物権としての効力を認めているた 趣旨からみて、河川水利権は、公権としてのみ存立しうべきことを明示しているものであり、また、漁業権は、公有水面 士によると、公物使用権は、一般に公権の性質を有するもので、河川法が河川の流水は、私権の目的となりえないとする れる公共用物の使用権は、原則として、公物管理者に対する公権の性質を有するものと解するのが普通である。美濃部博れる公共用物の使用権は、原則として、公物管理者に対する公権の性質を有するものと解するのが普通である。 (イ) 公権説は、主として公法学者の主張するところで、一般に、道路・河川の使用権のごとく、特許によって設定さ

性質を有し、ある程度においてこれに私法規定の適用を認めようとするものである点において私権説と共通性を有する。 ことがある。もっとも、この公権説も、後にのべるように公物使用権が財産権的性質をもつことにおいて、私権と類似の(五) のとして理解し、これを絶対権として主張するわけにはいかないとされる。私も、かつて、旧著において公権説をとった(四) 対し、公水利用権のごときも一種の公権的性質をもつものであり、公権は、本来、公共的な見地からの制約を内包したも 権につき、これを純粋の私権であり、しかも絶対権であって、あくまでこれを保護しなければならぬと主張する考え方に 的排他的なものではなく、当然に、他の公益のためにするある程度の制約を受けるを免れないとされる。また、公水利用 して私権の行使を認めない道路法の趣旨(※※)からいって、道路の占用権は一種の公権とみるべきで、私権のように絶対 旨は、必ずしも明瞭ではないが、他方、道路の一般使用の性質について、村民が他の村民の道路に対して有する利益ない しうるにすぎないと解するを相当とする」と判示した例がある(最高判昭和三七・四・一○民集一六巻四号六九九頁)。その 趣 がみ、河川の全水量を独占排他的に利用しうる絶対不可侵の権利ではなく、使用目的を充たすに必要な限度の流水を使用 ものではないかとおもわれる(同趣旨、長野地判昭和三二・五・二八行集八巻五号九一三頁)。 一六民集一八巻一号一頁)趣旨からして、一般に公共用物使用権、したがって、右の公水使用権についても、 し自由を侵害しない程度において、公法関係から由来する通行の自由権を有するものと解している(最髙判昭和三九・一・ 最近最高裁判所が、公水使用権の性質につき、「公水使用権は、公共用物たる公水の上に存する権利であることにかん 公物使用権は公物管理者に対する公法上の権利の性質をもつものであり、たとえば、道路については、

例は、いずれも私権説をとっている。たとえば、堤防敷地を使用しうる権利は行政処分である使用命令の趣旨に従い、そ の範囲内で堤防敷地を私用に供し使用しうる権利であり、公権ではなくて一種の私法上の財産権 である とし (大判明治三 (ロ) これに対し、私法学者は、公物使用権、とくに流水使用権を私権と解するのが通説であり、旧憲法下大審院の判

権である」とした例がある(東京地判昭和三六・一○・二四下民一二巻一○号二五一九頁)。 上の権利であるとしている(大判昭和一二・六・一八新聞一四五号一六頁)。現行憲法のもとで、下級審の判決ではあるが、 七・一二・五民録一○輯一五五一頁、同趣旨大正一一・五・四民集一巻二三五頁)、河川の流水占用権は、一種の財産権 たる 私法 「公水に対する使用権が使用権者の私的な経済的利益を充たすものであるかぎり、その権利は、私権たる性質をもつ水利

- 結局、水利権は、公権と私権の混合的権利と解するのが適当であるとされる。東京高等裁判所が、公水使用権につき、結局、水利権は、公権と私権の混合的権利と解するのが適当であるとされる。東京高等裁判所が、公水使用権につき、 本質を私権とみる」ことが妥当であり、「水利権が行政庁の許可によって与えられる法律制度のもとにおいても、水利権 説ということができる。 の重畳性が指摘さるべきである」としている(東京高判昭和三五・一〇・一四行集一一巻一〇号二九一七頁)のも、 れず、公水使用権の本質について私権説をとるにしても、私権たる水利権が公共的規律をも同時に受けるという公権私権 のこの本質には変りはなく、ただ、この場合は、許可庁に対しては公権としての性質をも併せ有することになる」から、 「公権説は権利の形式に着目し、私権説は権利の内容に着眼したものであって、いずれもその一面的把握であることを免 (ハ) 折衷説は、金沢教授の主張されるところで、「一般には、水利権の発生の地盤に即して考えるかぎり、水利権の
- 次に、公共用物使用権が、債権的性質を有するか物権的性質を有するかについて意見が分かれる。
- に対し、私法学者は、慣行上水利権につき、これを慣習法上の物権と解してその効力を認めている。(二〇) ことはできず、道路の廃止があった場合にも、自己の占用権をもって第三者に対抗することはできないと解される。これ 道路占用権は、道路管理者に対する債権の性質を有するものとみるべきで、占用権を理由として、道路の廃止を拒否する (イ) 田中博士は、公物使用権は、 公物管理者に対する公法上の債権としての性質をもつものと解される。(八) たとえば、
- (ロ) この点につき、多くの判例は、慣行上の流水使用権につき、慣習上認められた「水流ヲ使用スル一種ノ権利(大

侵害に対し妨害排除請求権を古くから認め(大判明治三八・一〇・一一民録一一輯一三二六頁、同昭和九・一〇・二三判決全集 判明治三八・一〇・一一民録一一輯一三二六頁)であるとか、「流水ヲ共用」する特種の 使用 権(大判明治三三・二・二六民録六 輯二巻九○頁)であるなどといい、それが慣習法上の物権であることを明言していない。しかし、あるいは、流水使用権の 二・一・二一民録一五輯六頁、同昭和六・一〇・九新聞三三二九号一六頁、同昭和九・一二・一二新聞三七九〇号一二頁)などからみ 六新聞一二四九号三○頁)、あるいは、流水使用権は、「他人ノ之ヲ侵スコトヲ容サザル」権利であるとすること(大判明治四 て、それを物権類似の権利として、物権的効力を認めているものと解される。 (一四)九頁)、あるいは、地役権におけると同様に流水使用権がその田地とともに移転することを認め(大判大正六・二・

- 質は、その物を使用し、占用することを内容とす<mark>る財産権的性質を有するもので、</mark>この点において<mark>私権と類似の性質を有</mark> 除ないし損害賠償の請求をすることができるものとする。これに対し、前掲の判例は、河川敷地占用権、公水占用権のご し、私権に準じて、これを譲渡することができるのみならず、第三者がこの使用権を侵害した場合には、民事上の妨害排 民事上の救済を認めようとしている。 とき公物使用権をいずれも私法上の財産権であるとし、それを理由としてその譲渡性を認め、また、その侵害に対しては 第三に、公物使用権の財産権性についてである。公権説は、公物使用権は、 公権の性質を有するとしても、
- 規定し(細)、また、河川法は、河川の流水は、私権の目的となることができないことを規定している(トl)。また、 とえば、道路法は、道路を構成する敷地支壁その他の物件については、原則として私権を行使することができないことを が制限又は否定され、私法規定の適用を排除する旨を定めている例が少なくないことは、さきにのべたとおりである。 上記の公共用物占用権の性質をめぐる学説及び判例の考え方について、次に、私の考えをのべる。 公共用物については、個々の公物法の規定により、公の目的を達成するために必要な限度で、その物の上の私権

著者紹介

昭和 5 年 京都帝国大学法学部卒業 昭和 19 年 大阪市立商科大学教授

昭和 24 年 大阪市立大学教授

昭和 40 年 大阪市立大学名誉教授

昭和41年 帝塚山学院大学教授

昭和 50 年 帝塚山学院長 昭和 54 年 帝塚山学院長兼同学院大学長

平成元年 大阪市立大学名誉教授,帝塚山学院名誉学長

主要著書

企業行政法概論(昭15 日本評論社) 統制と行政法の理論 (昭 19 有斐閣) 行政法における法治国思想の展開

書 1) (昭 26 有斐閣)

(昭 23 有斐閣) 地方行政改革の基本問題(市大法学叢 地方制度改革の基本問題(昭 30 評論 社)

憲法概説 (新版) (昭 34 評論社) 行政法概説 (新版) (昭 38 評論社)



法律学全集 13-II

公物営造物法〔新版〕

昭和 32 年 8 月 25 日 初 版第 1 刷発行

昭和49年10月30日 新版初版第1刷発行

昭和 57 年 5 月 10 日 新版再版第 1 刷発行(増補) 定価 6,180 円

平成 6 年 7 月 30 日 新版再版第 7 刷発行

著 作 者

龍 之 助

[101] 東京都千代田区神田神保町 2-17

江 草 忠 敬 発 行 者

[198] 東京都青梅市根ケ布1-385

 \mathbf{H} Щ 印刷者

[101] 東京都千代田区神田神保町 2-17

株式会社 有 斐 閣 発 行 所 電話 (03) 3264-1314 [編集]

3265-6811〔営業〕

京都支店〔606〕左京区田中門前町 44

株式会社 精 與 社 印刷 和田製本工業株式会社 製本 本文用紙 新王子製紙株式会社春日井工場 クロス ダイニック株式会社

© 1982, 原龍之助。Printed in Japan 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN4-641-00763-2

法上での例外を除き,禁じられています。本書からの複写を希望され る場合は,日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

事 項 索 引

ኢ	の内容45-	の意義369
	行政財産66,99-	の性格369-
営造物357-	と私権145	公共用物66
と公共施設357-	と普通財産63,65	の成立69-,77-
の概念357-	行政財産の目的外使用	の設置256-
の利用関係384-	の意義313-	の消滅80
の利用と特別権力関	の許可322	の廃止257
係405-	の性質314	公共用物の管理
*	行政先例法(通達)118-	の意義213-
40	け	の委託230-
公の施設360-		公共用物の管理権218-
と公企業364	下水道の使用関係432-	の委任・代行225-
と公共施設361	د	公共用物の使用251-
の概念360-		般使用(自由使
の設置375-	公営住宅の利用関係422-	用)253
の廃止473	公営水道の利用関係428-	——許可使用263-
<i>ነ</i> ን-	公企業364-	——特別使用(特許使
	の利用関係384-	用・占用)270-
ガス事業の利用関係434-	公共施設360-	特別使用関係の成
河 川91-	と営造物357-	立271-
と私権138	と公企業364-	公共用物の使用権290-
と登記187-	の概念360-	の性質290-
河川法91-	の会計経理379-	の限界299-
と私権130	の管理382-	公共用物の使用権者の義務 …305
慣習法122	の設置373-	公共用物の占用270-
慣習法による特別使用281-	の組織378-	公共用物の占用関係の消滅
총	の廃止471-	と更新306-
<u>a</u>	公共施設と特別権力関係405-	公共用物の占用許可271-
旧慣使用権153-	公共施設に対する特別の保	の承継312-
給付行政1-	護380-	の取消(撤回)309-
の意義9	公共施設の主体の権利461-	公所有権と私所有権説126-
の主体17-	公共施設の利用関係384-	公 物55-
の目的と性格13-	の意義384-	と私権130-,138-
給付行政と行政法の課題5-	の終了470-	と私物55
給付行政の基本原理23-	の性質385-	と私法の適用135-
給付行政法	の成立447-	と取得時効158
の意義35	の内容454-	と収用175
の解釈と適用51-	公共施設の利用者の権利458-	と相隣関係188-
の特質35-	公共施設法357-	と登記182-